

基労補発 0806 第 1 号
平成 25 年 8 月 6 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補 償 課 長

地方厚生局等から提供された個別指導等の実施結果に関する
情報管理の徹底について

標記については、平成 25 年 4 月 8 日付け基労発 0408 第 1 号「地方厚生局等から提供された診療報酬返還等に関する情報提供の労災診療費審査業務への活用等について」の記の 4 の (1) により、情報の適切な取扱いを指示したところであるが、今般、地方厚生局都府県事務所が実施した保険医療機関等に対する個別指導・監査及び適時調査の結果情報（以下「指導結果等情報」という。）を電子メールに添付した PDF により提供を受けた都道府県労働局（以下「労働局」という。）職員が、同局内の管理者に PDF を添付した電子メールにより報告する際、誤って外部機関の担当者の宛先を含めて送信したことにより、第三者に漏えいする事案が生じたところである。

地方厚生（支）局又は都府県事務所（以下「地方厚生局等」という。）から提供を受ける指導結果等情報については、特定の保険医療機関等に対する指導結果等の機密性が高い情報であり、ひとたび情報が漏えいした場合、関係の保険医療機関等に多大な被害を与えるとともに、地方厚生局等の関係機関との信頼を損なうこととなり、その影響は甚大であることから、その取扱いには万全を期する必要がある。

このため、各労働局においては、指導結果等情報の管理の重要性を再認識し、平成 22 年 12 月 27 日付け基労発 1227 第 1 号「労災保険関係書類等のリスク評価に基づく対策の導入について」（以下「部長通達」という。）等の保有個人情報管理に関する本省からの指示等に基づき、下記の事項の実施に留意の上、改めて情報の管理の徹底を図られたい。

記

1 指導結果等情報の管理について

指導結果等情報は、個人情報を含む労災保険給付に関する書類等であることから、部長通達の記の1（3）に基づき、当該情報についても、労災保険関係書類等のリスク評価に基づく同対策の責任者である労働基準部長及び管理者である労災補償課長は、随時、対策の実施状況を確認・点検する等により、指導結果等情報の適正な管理を行うこと。

2 指導結果等情報の取扱いについて

指導結果等情報については、部長通達の記の2に基づき文書管理のサイクルごとに必要な措置を行うこととし、電子メールを用いて労働局内で情報共有する場合においては、平成25年5月31日付け基総発0531第1号「労働基準行政における保有個人情報の適正な管理の徹底について」の別添「労働基準行政における保有個人情報漏えい防止マニュアル」の「電子メール誤送信」のとおり、添付する電子媒体にパスワードを付すとともに、電子メールの宛先、添付書類などの確認を複数回行う等により、誤送信の防止の措置を講ずること。

なお、パスワードについては、労災行政情報管理システムにインストールされているソフトウェア「WinZip」を使用して付することができること。

3 職員への意識啓発

指導結果等情報の取扱いに携わる職員に対し、部長通達の記の1（5）に基づく研修の機会等を通じて当該情報の管理に対する意識啓発を図ること。

4 指導結果等情報の漏えいが起きた場合の措置

指導結果等情報の漏えいが起きた場合は、本省において、保険関係部局への連絡、説明等の対応が必要となるので、部長通達の記の1（6）に基づき迅速・適切な報告等の対応を行うこと。